グランスクエア一橋学園ホームページ運用規程

第1章　総則

第 1 条(目的)
グランスクエア一橋学園ホームページ(以下「ホームページ」という。）は、グランスクエア一橋学園団地管理組合(以下「管理組合」と称する）の情報をグランスクエア一橋学園団地の組合員及び居住者(以下「居住者等」という。）に提供することにより、居住者等の対象物件内での生活の利便性向上と、情報交換・共有による住民相互のコミュニケーション作りを目的とする。

第 2 条(適用範囲)
本規程は、ホームページの作成、運営、管理に関して適用する。

第 3 条（位置付け）
ホームページは、主として管理組合からの情報を補助的に居住者等へ提供するものである。また情報共有による住民相互のコミュニケーションを向上させ、利便性を向上させるものである。

第 4 条(情報の公開範囲)
ホームページは、不特定多数の人が閲覧可能なページと、ID 及びパスワードにより保護される会員専用ページにより構成される。ホームページの情報公開範囲は、居住者へのサービスとして提供される。従って URL の検索サイトへの登録など、積極的な一般公開手続きは行わないものとする。

第 5 条(情報の適用範囲)
ホームページに掲載される情報の適用範囲は、管理組合からの提供情報とし、その他管理組合が認めたものを除く一切の情報は掲載されないものとする。

第 6 条(個人情報の取り扱い)
ホームページに情報を掲載するに当たり、個人情報の保護に十分配慮する。ホームページには、個人を特定する情報及び個人の特定を類推させる情報は、その個人の了解なしに掲載されないものとする。また、ID パスワード発行申請時に得られる個人情報は、運用責任者(理事会が設置するグランスクエア一橋学園ホームページ委員会(以下「ホームページ委員会」という。）の委員長が厳重に管理し、流出、不正使用のないよう対策を講じる。

第 2 章運用指針

第 7 条(運営主体)
ホームページの運営主体は管理組合にあり、運営については、管理組合理事長が管理責任者として責任を持ち、作成、編集、運用等の実務はホームページ委員会が担当し、ホームページ委員会の委員長が運用責任者の任にあたる。また、情報機器、ソフトウェア等のホームページ開発ツール(ユーザ登録を含む。）の契約者は管理組合とする。

第 8 条(ホームページ委員会の構成)
ホームページ委員会担当理事をホームページ委員会の委員長とし、委員は公募により構成する。ホームページ委員の中から必要に応じて副委員長を置く事が出来る。

第 9 条(ホームページ委員会の活動)
ホームページ委員会の活動は、ホームページの作成、編集、運用を主な活動とするほか、WEB サーバー提供会社の選定及びサービス内容の検討、掲載内容の募集・収集、掲載内容の検討・精査、居住者からの意見・要望の検討、ホームページ運用や掲載内容に関する問題検討、ホームページの発展的利用方法の検討等を行う。

第 10 条(守秘義務)
ホームページ委員会は、ホームページを作成する上で入手した個人に関する情報、グランスクエア一橋学園団地に関する情報等をいかなる手段においても第三者への漏洩が発生しないように努めなければならない。また、ホームページ作成用のパーソナルコンピュータ、WEB サーバーからの情報漏洩防止に努めなければならない。

第 11 条(外部委託)
ホームページ委員会が、WEB サーバーのサービス提供やホームページの運用等を外部業者へ委託する際は、ホームページ委員会が外部業者の候補選定を行い、理事会の承認を得て、管理組合が外部業者との契約を行うものとする。

第 3 章 運用規定」

第 12 条(セキュリティ対策】
ホームページの運用を行うに当り、運用担当者はセキュリティの基本を遵守し、会員専用ページには ID およびパスワードを設定するなど、グランスクエア一橋学園団地及び居住者等に被害を与えることのないよう適切な対応をとることとする。また、編集用パーソナルコンピュータ及びホームページのコンテンツに関してウイルス感染対策を講じる。

第 13 条(システム構成)
ホームページを運用するため、独自ドメインを管理組合として取得し、WEB サーバーを外部委託するものとする。WEB サーバーの詳細については、理事会での承認事項とする。

第 14 条(システム管理)
ホームページの WEB サーバー管理は、ホームページ委員会が行う。

第 15 条(掲載手続き)
運用責任者は、掲載内容が本規程に基づいた適正なものであることを確認し、事前に管理責任者に報告し、掲載承認を得る。

第 16 条(メンテナンス)
ホームページの更新は、前条の掲載手続きを経て、必要に応じ随時行うものとする。また、更新履歴、掲載内容に関しては 2 年以上保持するものとする。

第 17 条(主な掲載内容)
ホームページへの掲載内容は、第 4 条(情報の公開範)及び第 5 条(情報の適用範囲)に定めるところに従い次の通りとする。
一　グランスクエア一橋学園団地の紹介。
二　管理組合からのお知らせ、理事会・各委員会の情報。
三　ふれあい館からのお知らせ、サービス案内。
四　居住者等からの意見等の紹介。
五　各種サークルの紹介・案内。
六　 地域情報・お役だち情報の提供。
七　他のホームページへのリンク。
八　その他必要と認められた情報。
九　理事会専用情報。

第 18 条(コンテンツ作成における避守事項)
1 ホームページは、居住者等にとって分かりやすく、使いやすく、必要な情報が得やすいことを目標とする。
2 前項をふまえて、コンテンツ作成時には次の点に注意する。
一　利用者の使用環境を無視した掲載。(OS、ブラウザ、プラグイン等)
二　特殊機能の制限。
三　画像サイズの制限。
四　1 ページの長さ、量の制限。
五　使用するソフトの制限。

第 19 条(禁止事項)
下記内容の掲載及び行為は禁止する。
一　公序良俗に反すること。
二　特定の知人・団体を法務・中傷すること。
三　営利を目的とすること。(認可された広告掲載を除く)
四　法令に違反するもの、または違反するおそれのあるもの。
五　宗教活動。
六　政治活動。
七　有害プログラム(ウイルス等)の送受信。
八　不正アクセス、不法改ざん、
九　不正確な情報の掲載。
十　私的利用。
十一 その他、運用に支障をきたすこと、又はきたすおそれのあること。

第 20 条(著作権)
ホームページの著作権は管理組合にあるものとする。また、引用・参照によって第三者の著作物を利用する場合は、運用責任者が当該著作権者の利用許諾を得て、その旨を明示して利用することとする。

第 21 条(広告掲載)
ホームページへの広告掲載は、公序良俗に反しない範囲及び第三者の著作権を侵害しない範囲でホームページ委員会により検討の上提案され、理事会の承認を得て認められるものとする。また、理事会は必要に応じて特定の広告掲載停止をホームページ委員会に対して指示することが出来ることとする。広告掲載にあたっては、広告内容の有効期限等に注意し、掲載有効期限の切れた広告は速やかに削除するものとする。

第 22 条(リンク掲載)
ホームページへのリンク掲載は、公序良俗に反しない範囲及び第三者の著作権を侵害しない範囲でホームページ委員会により検討の上提案され、理事会の承認を得て認められるものとする。また、理事会は必要に応じて特定のリンク掲載停止をホームページ委員会に対して指示することが出来ることとする。リンク掲載にあたっては、リンク先のバナー表示義務等、リンク掲載を行う祭に守るべき約款及び規約を遵守する。また、リンク先は一定の間隔で確認を行い、リンク先の URL が変更、廃止となった場合は速やかにリンクの更新、削除を行うものとする。

第 4 章費用

第 23 条(費用全般)
ホームページの運用費用全般は、団地総会の承認を得た予算の範囲内で行うものとする。

第 24 条(予算)
ホームページの運用費用の予算は、管理組合の予算に計上されるものとする。従って、会計年度は、管理組合の会計年度と同一である。ホームページ委員会は、翌年度の予算を通常総会までに立案し、通常総会での承認を得て成立することとする。

第 25 条(広告収入)
第 21 条の広告掲載による掲載料等の収入は、管理組合の収入とする。

第 5 章 制限事項

第 26 条(掲載の差し止め)
ホームページに掲載した内容について、居住者等関係者等から訂正または削除の要請等を受けた場合、運用責任者は速やかに対応し、管理責任者に報告する。管理責任者が、その内容が不適切と判断したときは、修正または削除できるものとする。

第 27 条(罰則規定)
ホームページの運用に携わる者が、本規程に違反した行為を行い対象物件、居住者等または第三者に損害を与え、または与えることが明らかなときは、法令に則って処理をする。

第 6 章 規程の改正及び廃止

第 28 条(規程の改定)
本規程の改定は、理事会または団地総会の決議により行う。

第 29 条(規程の廃止)
本規程の廃止は、団地総会の決議により行う。

附則(施行日)
第 1 条 本規程は、2017 年 2 月 27 日から施行する。
[制定:2006 年 2 月 26 日]
[改定:2017 年 2 月 26 日]